

○甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例

令和2年6月23日条例第29号

甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例

(設置)

**第1条** 市民が気軽に集まり、趣味や創作などの生きがいにつながる地域活動や生業の場を創出するとともに、観光の活性化や交流人口の拡大に資するため、甫嶺復興交流推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甫嶺復興交流推進センター	大船渡市三陸町越喜来字甫嶺134番地2

(開館等)

**第3条** センターは、年間を通じて開館する。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(使用の許可)

**第4条** センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員の利益になるおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(行為の禁止)

**第5条** センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (4) 許可を受けないで寄附金等の募集、署名の収集その他これらに類する行為をすること。
- (5) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (6) その他センターの保全及び秩序維持のため、市長が禁止する行為をすること。

(使用許可の取消し等)

**第6条** 指定管理者は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第4条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第4条第3項の規定に基づく条件に違反したとき。
- (5) センターの管理上必要があると認めるとき。
- (6) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害を生ずることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用料金)

**第7条** 使用者は、許可と同時にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

(利用料金の減免)

**第8条** 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第9条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、

利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

**第10条** 使用者は、センターの施設等の使用が終わったとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償等)

**第11条** センターの施設等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(入場の制限等)

**第12条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる者
- (2) センターの施設等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (4) その他センターの管理上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

**第13条** センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

**第14条** センターの管理について、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項に照らして指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) センターの管理を継続して適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定等の告示)

**第15条** 市長は、前条第2項の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

**第16条** 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

**第17条** 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

**第18条** 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するための事業を企画し、及び運営すること。
- (2) 第3条ただし書の規定により臨時に休館すること。
- (3) 第4条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第4条第2項の規定により許可をしないこと。
- (5) 第4条第3項の規定により許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は行為の中止若しくは退去を命ずること。
- (7) 第12条の規定により入場を拒み、又は退去を命ずること。
- (8) 施設、設備等の維持管理に関する事。
- (9) センターの利用の促進に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める事。

2 指定管理者は、前項第2号及び第4号から第7号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

**第19条** 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、センターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において

法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
  - (2) 利用状況に関する事項
  - (3) 経理の状況に関する事項
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- (補則)

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 2 指定管理者の指定の手続、当該指定の告示その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
(重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部改正)
- 3 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例（昭和39年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(重要な公の施設)	(重要な公の施設)
第2条 重要な公の施設は、次のとおりとする。 (1)～(33) [略]	第2条 重要な公の施設は、次のとおりとする。 (1)～(33) [略] (34) 甫嶺復興交流推進センター
備考 改正部分は、下線の部分である。	

#### 附 則（令和7年9月25日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について

て適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区分		使用時間	単位	利用料金
宿泊施設	宿泊	午後3時から翌日午前10時まで	1人につき	5,000円
	一時使用	午前10時から午後3時まで	1人につき1時間までごとに	500円
多目的利用スペース		午前9時から午後9時まで	1時間までごとに	500円
オープンキッチン		午前7時から午後9時まで	1時間までごとに	500円
体育館	個人	一般	1時間までごとに	200円
		高校生以下		100円
	団体			500円
シャワー		制限なし	1人につき1回ごとに	300円
貸しオフィス		—	1部屋につき1月ごとに	30,000円

#### 備考

- 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、センターの使用時間を変更することができる。
- 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 宿泊施設の宿泊の使用時間を超えて使用する場合は、この表に掲げる一時使用の利用料金を宿泊の利用料金に加算する。ただし、2泊以上連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除く宿泊の使用時間を超えた使用については、一時使用の利用料金を徴収しない。
- 宿泊施設の未就学児の利用料金は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合は、この表に掲げる宿泊の利用料金を徴収する。
- 体育館の利用料金は、個人の区分における利用料金の合計額と団体の区分における利用料金の額を比較し、いずれか低い額の区分を適用する。
- 多目的利用スペース、オープンキッチン及び体育館について、備考1の規定によりこの表に掲げる使用時間外に使用する場合の1時間までごとの利用料金は、この表に掲げるそれぞれの施設の1時間までごとの利用料金とする。
- 貸しオフィスの使用期間が1月に満たない場合の利用料金は、この表に掲げる1月の利用

料金を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とし、算出した利用料金に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

8 貸しオフィス及び体育館の使用に係る光熱水費は、別に実費を徴収することができる。